

第3次

越谷市障がい者計画

平成23年度～平成27年度（2011年度～2015年度）



障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、
ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会

平成23年3月

越谷市

ダイジェスト版

第3次越谷市障がい者計画

市長あいさつ



近年、市民の皆様の価値観や生活様式が多様化する中、障がい者の皆様の地域における自立や社会参加への意欲が一層高まってきています。このような状況の中で、越谷市では、平成10年度に第1次となる「越谷市障害者計画」を、また、平成15年度に第2次となる「新越谷市障がい者計画」を策定しました。さらには、平成18年における障害者自立支援法の施行などの障がい者施策にかかる国、県等の動きを踏まえ、平成19年度には計画の見直しを行い、障がい者施策の推進に取り組んできました。

国におきましては、障がい者施策に関連する法律の改正や、平成25年8月までに実施することが決定している「障害者総合福祉法（仮称）」の制定等、大幅な制度改正により、今後、障がい者を取り巻く環境がさらに変化することが予想されます。

このような状況を踏まえ、これらの変化に対応し、ライフステージの各段階において、保健・医療・福祉・教育・就労・都市環境など幅広い分野にわたる諸施策を推進していく必要があります。

越谷市では、最上位計画である第4次越谷市総合振興計画が平成23年度からスタートします。この第4次越谷市総合振興計画の部門計画として位置づけ、これまでの基本理念である「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」の実現を目指すことを継承し、越谷市における障がい者施策の指針となる「第3次越谷市障がい者計画」を策定いたしました。

今後も、障がいのある人もない人も、分け隔てられることなく、ともに地域で自分らしく、安全で安心して暮らせる越谷市となるよう、障がい者施策の総合的、計画的な推進を図ってまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見・ご提言を賜りました越谷市障害者施策推進協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査などを通じてご協力いただきました市民の皆様には心から感謝を申し上げます。

平成23年3月

越谷市長 高橋 努

* 「障害者」、 「障害」 の表記について

本計画書では、漢字表記であった「障害者」、 「障害」 の文字について、法令等に基づくものや固有名詞などを除き、原則として「障がい者」、 「障がい」と表記します。

* 「障がい者」 の定義について

本計画書では、障害者基本法第2条（定義）にのっとり、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者としませんが、施策により難病患者や発達障がい者を含みます。また、特定しない限り障がい児を含むものとします。

計画策定の趣旨

障がいのある人もない人も、分け隔てられることなくともに地域で自分らしく、安全で安心に暮らせる越谷市をつくっていくことは市民の願いです。

越谷市は、平成10年（1998年）8月に「越谷市障害者計画～ノーマライゼーションの実現を目指して」を策定し、障がい者施策を進めてきました。その後、平成16年（2004年）3月には平成22年度（2010年度）までの8年間の計画として「新越谷市障害者計画」を、さらに、平成18年（2006年）4月の障害者自立支援法の施行などを踏まえて、平成20年（2008年）3月には「改訂新越谷市障がい者計画」を策定し、基本理念である『障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会』の実現を目指して諸施策の推進に努めています。

障がい者は、年齢や障がいの種別・程度、生活状況などによってさまざまであり、日々の生活の場面で多種多様な支援が期待されています。

今回策定する「**第3次越谷市障がい者計画（平成23年度～27年度〈2011年度～2015年度〉）**」では、これまでの基本理念及びノーマライゼーション^{*1}とリハビリテーション^{*2}の理念に基づき、障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の考えの下、自己選択と自己決定により、社会のあらゆる活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かち合える社会の実現を目指します。

また、この計画は、これまでの障がい者施策の成果を受け継ぎつつ、今後予想される障がい者数の増加や、障がい者の社会参加意欲の一層の高まり、法制度改正などに迅速・的確に対応し、身体障がい、知的障がい、精神障がいの三障がい及び発達障がいや難病をもつ方々が共に、地域で分け隔てられることなく、いきいきと安全で安心に暮らせるまちづくりを進めていくための指針として策定するものです。

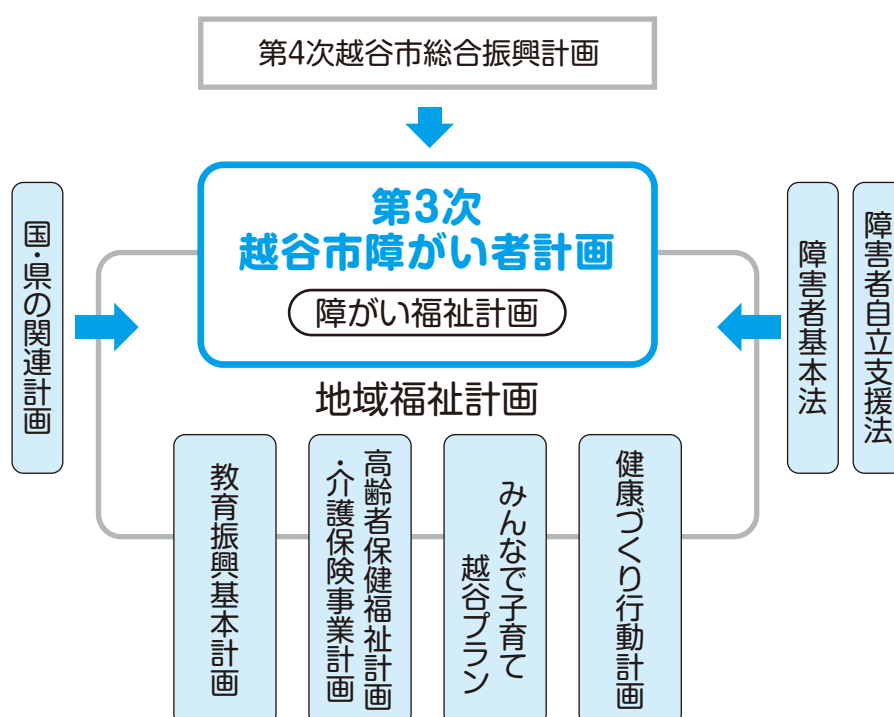
※1 ノーマライゼーション：障がい者を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も誰もが個人の尊厳が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会であるとする考え方。WHOの概念では、個人的な状況だけではなく、参加の制限や活動の制約など社会的な状況も障がいの態様の1つととらえており、障がいのある人もない人もともに生活し活動できる生活条件・社会をつくりだすことが重視されている。

※2 リハビリテーション：障がい者などに対し、機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる一連の働きかけをいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的などの領域に分けられる。障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において全人的な復権に寄与し、障がい者の自立と社会参加を目指すものとして、重要となっている。

計画の位置づけ

- (1) 本計画は、障害者基本法に定める市町村の障害者計画として策定するものであり、国の「障害者基本計画」、県の「障害者支援計画」を踏まえたものとします。
- (2) 本計画は、「第4次越谷市総合振興計画」（平成23年度～32年度〈2011年度～2020年度〉）を踏まえ、本市の障がい者の福祉について、その理念や方針、施策の方向を明らかにする部門計画として策定するものです。
- (3) 本計画は、障害者自立支援法に基づく、「越谷市障がい福祉計画」と整合性を図ったものとします。

「第3次越谷市障がい者計画」と他の計画等との関連



計画の期間

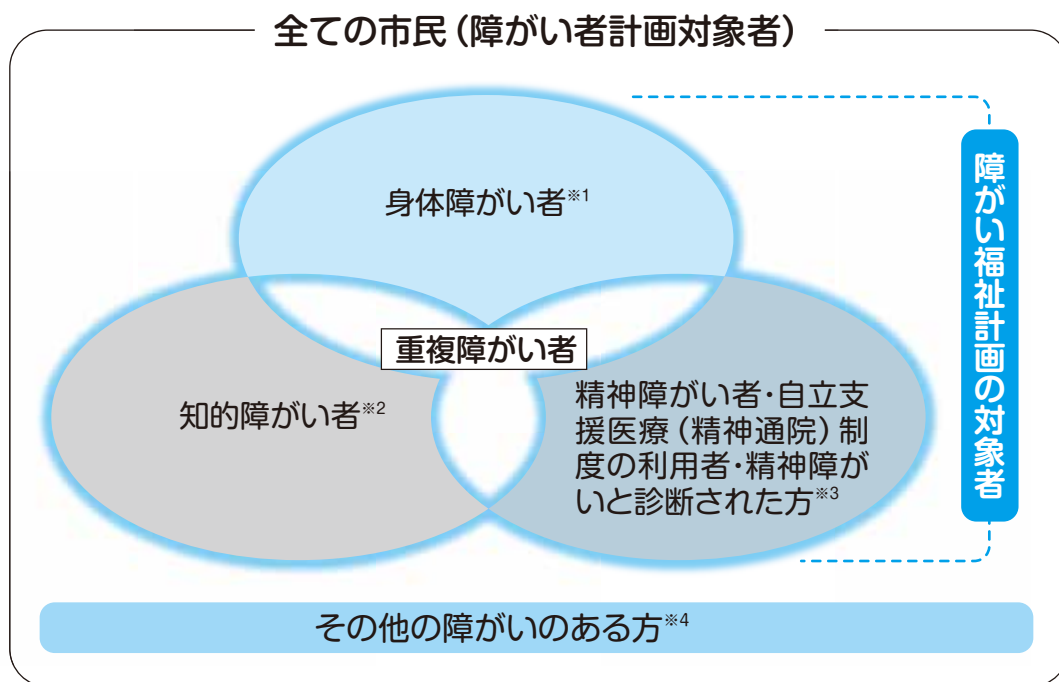
本計画の計画期間は、平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）までの5年間とします。なお、国において、大幅な制度改正があった場合は、計画期間内においても必要に応じて見直しを図ることとします。

計画の対象者

「障がい者計画」は、障がいのある人もない人も、分け隔てられることなくともに地域で自分らしく、安全で安心に暮らすためのものであることから、障がい者だけでなく、全ての市民を対象とした市民のための計画です。

「障がい者」という言葉の範囲は、障害者基本法第2条では「身体障がい、知的障がい又は精神障がいがあるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける方」とされていますが、障害者基本法は、平成5年（1993年）の制定時に国会の附帯決議で、「てんかんや発達障がい、難病などに起因する障がいのある方」も対象とすることが明示されており、これらの方も「障がい者計画」の中では「障がい者」として含まれています。

一方、障害者自立支援法に基づく「障がい福祉計画」での障がい者の範囲は、自立支援給付・地域生活支援事業を受ける方です。身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者並びに更生相談所で知的障がいと判定された方、精神障害者保健福祉手帳所持者並びに精神障害者保健福祉手帳を持たない自立支援医療（精神通院）制度の利用者、精神障がいと診断された方が該当します。



※1、※2、※3：難病や発達障がい・高次脳機能障がい等で障がい者手帳をお持ちの方を含む。

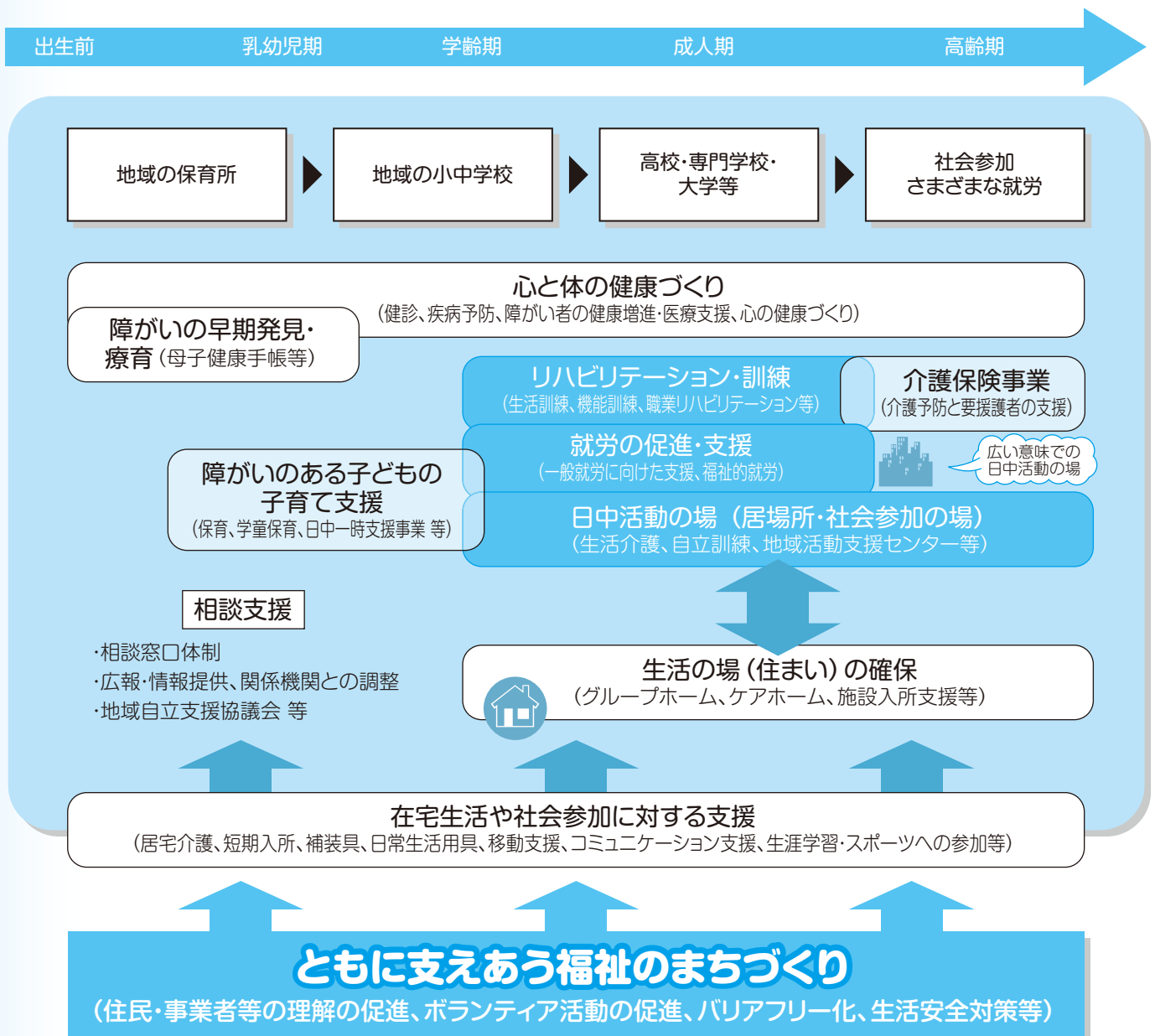
※4：難病や発達障がい・高次脳機能障がい等で障がい者手帳をお持ちでない方。

計画の主要課題

(1) ライフステージにおける分野横断的な施策展開

障がい者施策は、障がいの状況に応じた保健・医療・福祉、生活環境、就労など、分野ごとに細分化され、多様な担い手によって提供されています。障がい者が、ライフステージの各段階において、本人の望む暮らし方の実現にむけた支援を受けるためには、本人・家族を含む施策の多様な担い手が互いの分野間の調整を行い、迅速・的確なサービス提供につなげていくことが重要です。ライフステージにおける分野横断的な施策への展開が求められます。

ライフステージにおける障がいの状況に応じた施策（イメージ図）

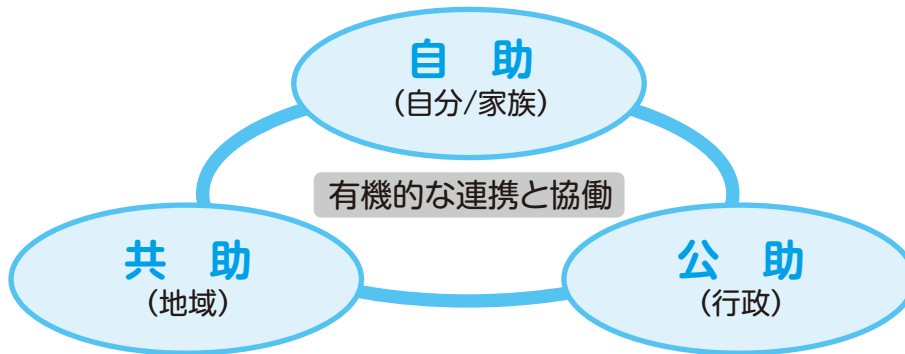


(2) 地域で支えるしくみづくり

障がい者をめぐる生活課題が増大、多様化する中、公共サービスだけでも、また、個人の自助努力だけでも、さらには、地域の協力だけでも解決することはできません。

そのため、「自助・共助・公助」の連携と協働において、お互いができることを行い、できないことを補い合い高め合うために、地域に必要な福祉力を持続していきます。

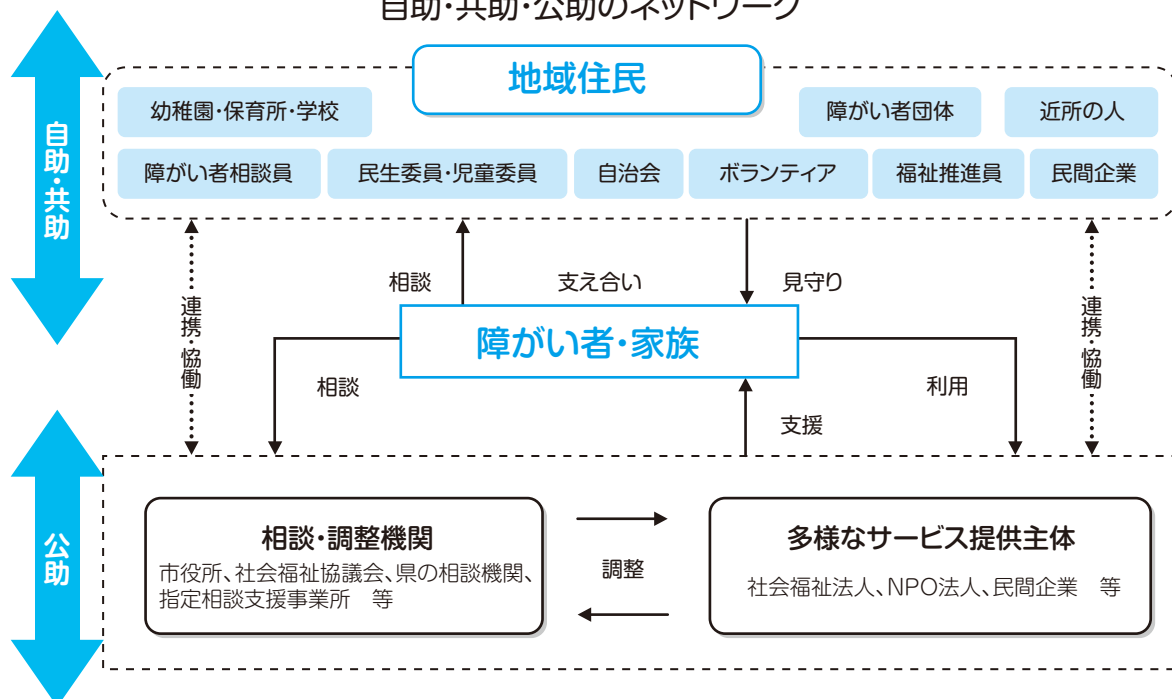
お互いが補い合い高め合うために



障がい者福祉の向上に向けた3つの「助」

自助 (じじょ)	自分でできることは自分で ・個人の行動、家族による支え合いや助け合い
共助 (きょうじょ)	地域でできることは地域で ・地域社会における相互扶助(隣近所や友人、知人とお互いに支え合い、助け合う) ・地域活動や地域ボランティアなどによる支え(「地域ぐるみ」で福祉活動に参加し、地域全体で支え合い、助け合う)
公助 (こうじょ)	自分や地域でできないことを公共が支える ・公的な制度としての保健・福祉・医療その他に関連する施策に基づく行政や社会福祉法人などによるサービスの提供

自助・共助・公助のネットワーク



障がい者数の推移

手帳所持者は身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のいずれも増加し、総人口に占める割合も増加しています。また、障がいの重度化・重複化と障がい者の高齢化が進んでいます。特定疾患患者数とその総人口に占める割合も増加していますが、小児慢性患者数は横ばい傾向にあります。今後も、この傾向は続くものと推測されます。

障がい者・難病患者数及び対総人口比(%)の推移

	身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者		難病患者			
	手帳所持者数(人)	総人口比(%)	手帳所持者数(人)	総人口比(%)	手帳所持者数(人)	総人口比(%)	特定疾患患者数(人)	総人口比(%)	小児慢性患者数(人)	総人口比(%)
平成15年度 (2003年度)	6,020	1.91	1,098	0.35	432	0.14	1,185	0.38	312	0.10
平成18年度 (2006年度)	6,998	2.19	1,302	0.41	775	0.24	1,345	0.42	213	0.07
平成21年度 (2009年度)	7,772	2.38	1,460	0.45	997	0.31	1,569	0.48	226	0.07
平成27年度 (2015年度) 推計	9,092	2.72	1,698	0.51	1,422	0.42	2,002	0.60	218	0.07

注) 平成15年度は9月30日現在(精神障がい者保健福祉手帳の所持者は平成16年3月5日現在)、平成18年度及び平成21年度は3月31日現在の数値。(例:平成18年度の身体障がい者数6,998人は、平成19年3月31日現在の数値)。平成27年度は推計値。

資料:障害福祉課

計画の基本理念

越谷市では、これまで、平成10年(1998年)8月に「越谷市障害者計画」を策定しました。その後、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を基本理念に、平成16年(2004年)3月には「新越谷市障害者計画」を、平成20年(2008年)3月には「改訂新越谷市障がい者計画」を策定し、「ノーマライゼーション(社会の中で同じように生活できること)」と「リハビリテーション(障がいの全人的な回復を目指す)」の実現に向けた施策を推進してまいりました。

今回の「第3次越谷市障がい者計画」では、これまでの基本理念及び「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」に加え、その人が持つ個性や力や強さが生き生きと発揮される「エンパワメント*」の視点を重視し、共生社会の実現を目指します。

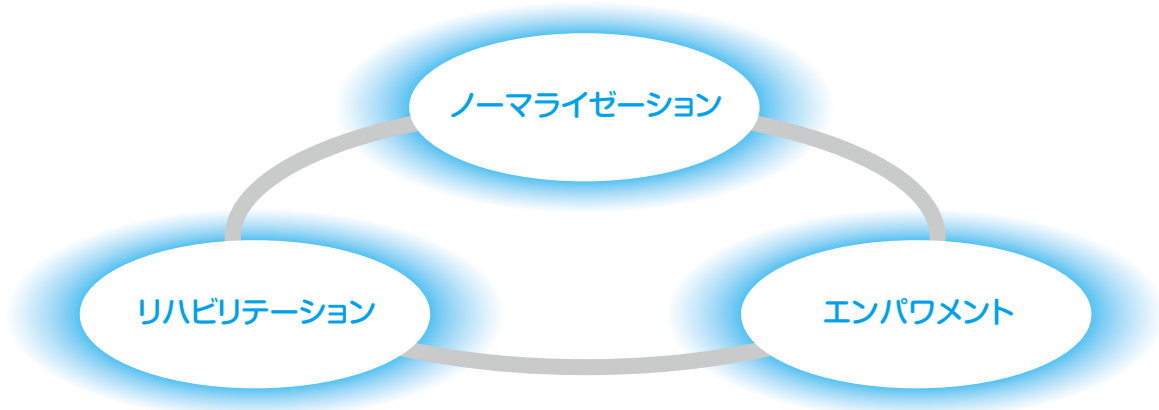
*エンパワメント:社会的に不利な状況に置かれた人々のハンディキャップやマイナス面に着目して援助するのではなく、長所・力・強さに着目して援助することで当事者が自分の能力や長所に気づき、自信を持ち、ニーズを満たすべく主体的に取り組めるようになることを目指す理念。

基本理念

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、
ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会

3つの視点

基本理念を目指していく上で、障がい者とその権利を侵されることなく、安心して地域で生活ができるよう、権利擁護等を推進するため、以下の3つの視点と3つの目標を踏まえ、基本方針を設定します。



目標 1 ライフステージの全ての段階でその人らしい生き方

目標 2 当事者の能力が活かされる自立した生活

目標 3 障がいのある人もない人もともに生活し、活動する社会

を 目指す

基本方針

1 啓発・広報の推進

障がいの有無に関わらず、地域でともに生きる「ノーマライゼーション」の理念は、徐々に理解が進んでいますが、障がいに対する誤った理解や認識は今後も改善していく必要があります。家庭や地域、学校、会社などあらゆるところで、子どもから大人に至るまで、全ての市民が互いに尊重しあい、障がいへの正しい理解を深めるため、今後とも、市民、行政、障がい者関連機関・団体等さまざまな連携の下、多様な機会を通じて、啓発活動を推進していきます。そのためにも、全ての人々を社会の一員として迎え入れ支え合う、「ソーシャルインクルージョン*」の実現に努めます。

※ソーシャルインクルージョン：社会的に弱い立場にある人々を含め全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

2 保健・医療の充実

障がいなどの予防と早期発見、治療、医学的リハビリテーション、療育は、健やかな暮らしを支えます。障がいの原因の一つとなる疾病等の予防、早期発見・治療・療育を図るとともに、障がい者の心身の健康の回復・維持・増進を図るため、関係機関と連携を密にしながら、心身の状況やライフステージに応じた保健・医療・医学的リハビリテーションの的確な提供に努めていきます。

3 教育・育成の充実

障がいのある子どもが地域でともに学び、育つことは、その子の将来の生活を豊かにするだけでなく、障がいを理解し、ノーマライゼーションの理念が育つ環境としても重要です。そのため、地域の保育所・幼稚園・学校が特別支援学校と連携しながら、障がいの状況や特性等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす教育の推進を図ります。また、社会の一員として主体的に生活を営む力を育成するため、基本的生活習慣の確立に努めるとともに、適切な進路相談・指導の実施に努めます。

4 雇用・就業の確保

障がい者が地域でいきいきと働くことは、経済的自立のためだけでなく、主体的に生きがいのある生活を送るために極めて重要です。ハローワーク越谷、越谷市障害者就労支援センター等との連携の下、障害者地域適応支援事業等の活用を図りながら公的機関や民間事業所での雇用を促進し、障がい者の就業の拡大を図ります。また、一般企業などへの就職が困難な方への福祉的就労の場の確保・充実を図るとともに多様な働き方への支援、就労の基盤となる障がい者の生活支援に努めます。

5 生活支援サービスの充実

障がい者ができる限り住み慣れた地域で生活できるようにするためには、障がい者の日々の生活を支援するとともに、介護者の負担軽減を図ることも重要です。障害者自立支援法による自立支援給付、地域生活支援事業や、その他の各種生活支援サービスの充実を図り、障がい者の心身の状況やニーズに応じた多様な支援サービスを提供し、障がい者一人ひとりの「生活の質（QOL）^{*}の向上」を図ります。また、行政、越谷市社会福祉協議会等の福祉関連機関・団体、障がい者福祉関連施設等が相互に連携し、生活支援サービスの充実に努めます。

※生活の質（QOL）：Quality of Life（クオリティ・オブ・ライフ）の略。人々の生活を物質的な面から量的にのみとらえるのではなく、精神的な豊かさや満足度も含めて、質的にとらえる考え方。医療や福祉の分野で重視されている。生活の質。生命の質。

6 生活環境の整備充

障がい者が、地域で安全で安心して暮らしていくためには、防犯や交通安全、防災などの面での障がい者への配慮や、バリアフリー^{*1}・ユニバーサルデザイン^{*2}の生活空間づくりが欠かせません。障がいの有無にかかわらず、市民誰もが、その能力を最大限に発揮しながら、自分らしくいきいきと生活できるよう、建物、移動、情報、制度、慣行、心理などソフト・ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を目指します。また、年齢に関係なく、障がいのある人もない人も使いやすく、安全であるユニバーサルデザインを推進する必要があります。さらに、地域ぐるみで障がい者の安全を見守る支えあいのネットワークづくりを図るとともに、住宅や図書館、体育館などの公共施設の設備・機能の充実、適切な職員対応に加え、道路、交通機関など障がいのある方が安全で安心して暮らすことのできる環境の整備に努めます。

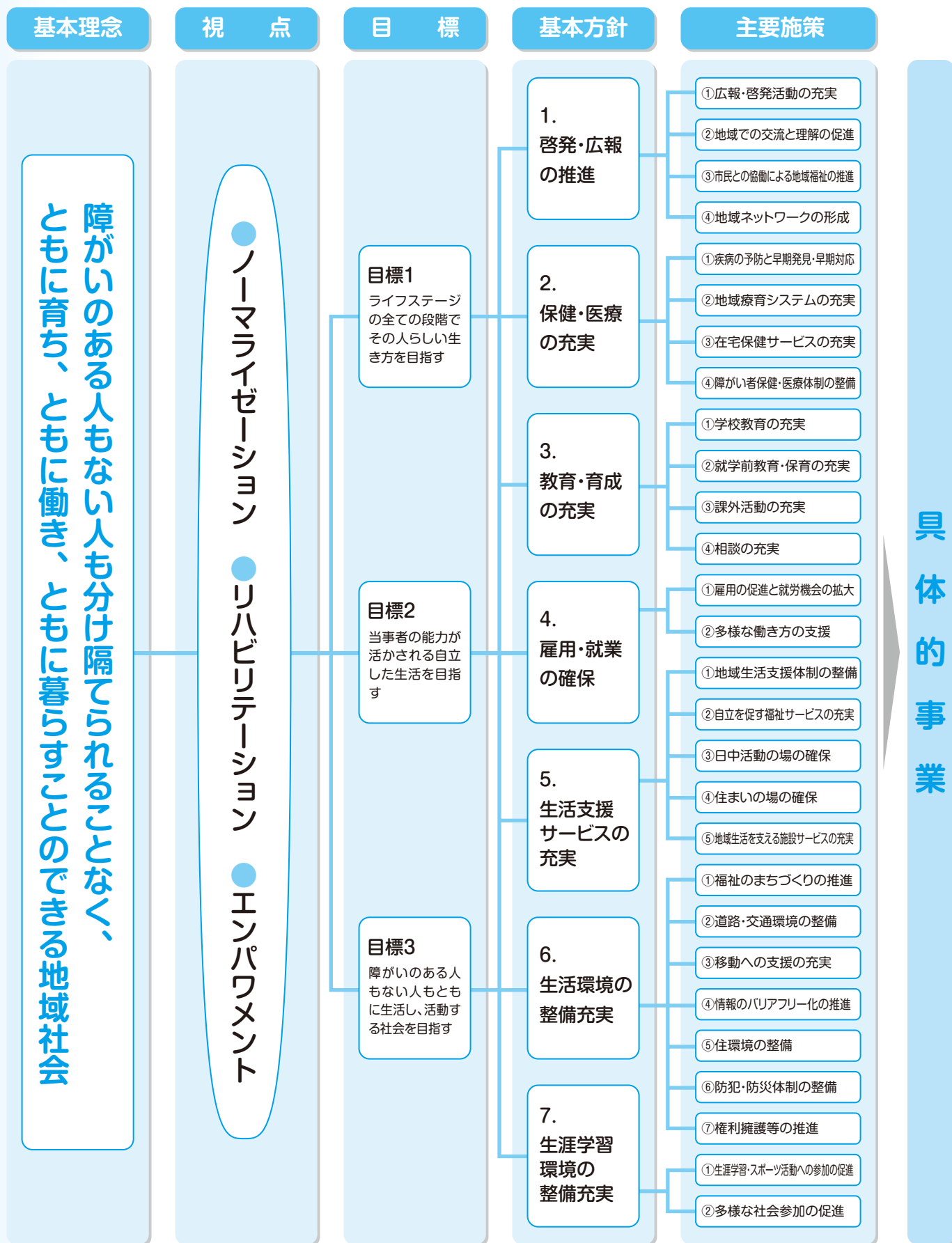
※1バリアフリー：障がいのある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア；Barrier）となるものを除去（フリー；Free）するという意味で、建物や道路の段差など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている制度や意識、情報の活用などにおける障壁の除去も必要であるとされている。

※2ユニバーサルデザイン：身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、全ての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある製品、環境、情報の構築実現をめざしたもの。1990年代から普及してきた新しいものづくりの考え方。

7 生涯学習環境の整備充実

多様な場に社会参加し、活躍できるしくみづくりは、地域で暮らす障がい者の大きな願いです。外出やコミュニケーションへの支援などを通じて、生涯学習・スポーツ活動などの幅広い活動に参加するための条件整備を進め、障がい者一人ひとりの個性や能力を最大限に活かします。

施策の体系



1. 啓発・広報の推進

1-（1） 広報・啓発活動の充実

ノーマライゼーション理念の普及・啓発と障がい者や障がい者問題に対する市民の理解を深めるため、関係機関・団体などと連携して広報活動の充実を図るとともに、「ともに地域で暮らす」という視点から、啓発イベントや講演会・フォーラムの開催など各種事業を展開します。

1-（2） 地域での交流と理解の促進

コミュニティ施設において、障がいのある人もない人もともに理解しあい交流できる機会の拡充を図るなど、ハード・ソフトの両面から交流活動の環境整備に努めます。また、家庭や地域の連携を図り、障がいのある人もない人も「ともに地域で暮らす」地域の一員として共感しあえるように努め、相互理解の促進に努めます。

1-（3） 市民との協働による地域福祉の推進

地域福祉を推進するために、ノーマライゼーション、リハビリテーション、エンパワメント等、障がい者福祉の理念に対する市民意識の向上に努めます。

また、越谷市社会福祉協議会、ボランティア団体、社会福祉法人、NPOなどの活動支援と連携強化に取り組むとともに、障がい者の生活支援サービスの充実、障がい者の社会参加の促進に向けて、市民と各種団体との協働体制の確立を目指します。

1-（4） 地域ネットワークの形成

誰もが身近な地域で快適に生活できるような環境整備と、自主活動ができる暮らしの基盤づくり、地域ぐるみで支えあう体制づくりに努めます。また、適切で選択性のあるサービスの提供や、災害時要援護者支援活動など地域で障がい者を見守るネットワークの形成を目指します。

2. 保健・医療の充実

2-（1） 疾病の予防と早期発見・早期対応

乳幼児健康診査や健康診査事業等を実施し、病気や異常の早期発見、早期治療、早期療育に努め、障がいの原因ともなるメタボリックシンドロームなどの生活習慣病の予防や寝たきり防止に積極的に取り組みます。また、食生活の改善や運動を通じた市民主体の健康づくり活動を推進するとともに、精神的な健康を保持・増進することができるよう心の健康づくりを推進します。

2－(2) 地域療育システムの充実

心身の発達に不安や障がいのある子ども一人ひとりの健やかな発達を支援するため、できる限り早い時期から個性にあわせた療育が受けられるよう、医療・保健・福祉の連携に努めます。また、障がい児施設を整備し、施設通所・通園事業の効果的な推進と専門性の向上を図ります。

2－(3) 在宅保健サービスの充実

障がい者の健康を保持し障がいの重度化を防止するため、在宅障がい者への訪問指導や健康診査など保健事業を充実します。また、退院患者の機能訓練が地域で円滑に進められるよう関係機関との連携を強化するとともに、介護保険サービスに該当しない身体機能の障がいまたは低下のある方に対して、身近な地域で機能訓練や生活訓練が受けられるよう保健事業を実施します。

2－(4) 障がい者保健・医療体制の整備

精神保健福祉に関する相談・援助を充実し、関係機関と協力して医療・福祉と連携した幅広い地域精神保健福祉活動を展開し、精神障がい者の社会復帰の促進を図るほか、難病対策の充実に努めます。また、障がい者の健康管理を充実するため、地域医療体制の充実に努めるとともに、各種医療費制度の周知、充実に努め、障がい者の医療費負担の軽減を図ります。

3. 教育・育成の充実

3－(1) 学校教育の充実

学校教育においては、福祉教育を充実するため福祉教育資料などの活用を図ります。また、特別支援学級の指導体制や教職員研修を充実し、障がい児の学習環境の向上に努めるとともに、通常学級との交流を深めることで、障がいのある子どもとない子どもが分け隔てられることなく、ともに学べる学校教育環境づくりを目指します。

3－(2) 就学前教育・保育の充実

障がい児のもつ可能性を最大限に伸ばすためには、幼少の頃から多くの人との日常的なふれあいが重要であることから、就学前教育や就労支援として保育の充実に努めます。また保育所や、みのり学園、あけぼの学園、教育センターなど関係機関との連携を図っていきます。

3－(3) 課外活動の充実

働く女性の増加とともに、放課後児童対策としての学童保育等の重要性が高まっており、十分なニーズ把握とあわせ、学童保育の受け入れ環境の充実に努めます。

3－(4) 相談の充実

児童生徒が安心して教育を受けられるよう、専門家や医師などの参加による教育相談・就学相談の充実を図るとともに、継続的な教育相談を推進します。また、障がいのある児童生徒へのきめ細かな対応を図るため、関係機関との連携強化や研修などによる教職員の資質の向上を図ります。

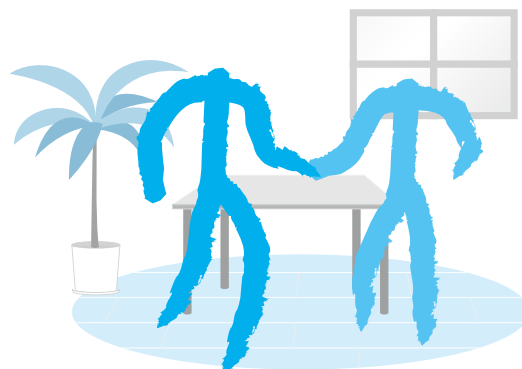
4. 雇用・就業の確保

4－(1) 雇用の促進と就労機会の拡大

官公庁などにおける雇用の促進を図るとともに、ハローワークなど関係機関と連携・協力して、障がい者雇用にともなう各種助成制度の充実をはじめ、障がい者の特性や可能性などについて企業などに情報提供を行い、障がい者雇用についての理解の促進に努めます。さらに、障がい者自らが起業できるよう補助制度などの活用を促進します。

4－(2) 多様な働き方の支援

障がい者がその能力や適性に応じて多様な就労ができるよう、ハローワーク等関係機関との連携に努め、障害者就労支援センターにおける相談支援や情報提供等の充実を図ります。また、就労移行支援事業や就労継続支援事業、地域活動支援センター等の生産活動を行う事業所の運営を支援します。



5. 生活支援サービスの充実

5－（１） 地域生活支援体制の整備

障がい者がともに地域で自立した生活が送れるよう、地域自立支援協議会などにより相談支援・情報提供体制のネットワーク化を図ります。また、コミュニケーション支援や移動支援などの地域生活支援事業を充実し、地域生活を総合的に支援する体制を整備します。

5－（２） 自立を促す福祉サービスの充実

障がい者が主体的に地域で自立した生活ができるよう、ホームヘルプサービスなどの訪問系サービスを充実するとともに、介護者へのサービスの充実を図ります。また、自立を促進する補装具等の利用促進、年金・手当の情報提供の充実に努めます。

5－（３） 日中活動の場の確保

地域生活を送るうえで必要となる就労移行支援や就労継続支援事業などの日中活動系サービスの充実を図ります。また、授産施設や地域デイケア施設などの新体系事業への移行を促進し、運営を支援します。

5－（４） 住まいの場の確保

障がい者の住まいの場を確保するため、グループホームやケアホームなどの設置を支援するとともに、施設入所支援サービスの機能充実を図ります。

5－（５） 地域生活を支える施設サービスの充実

障がい者（児）の地域生活を支える施設サービスの充実に努めます。



6. 生活環境の整備充実

6- (1) 福祉のまちづくりの推進

障がいのある人もない人も安心して暮らし続けられるよう、福祉のまちづくりに関する法律や条例の普及・啓発に努め、一体性・連続性のあるバリアフリーのまちづくりを推進します。また、多くの市民が利用する公共的建築物等のバリアフリー化を推進します。

6- (2) 道路・交通環境の整備

障がい者が積極的にまちに出て、行動範囲を広げることができるよう、段差のない歩道や視覚障がい者誘導用ブロックなど、歩行空間の整備を計画的に推進するとともに、公共交通機関が使いやすくなるよう、鉄道駅舎や路線バスのバリアフリー化を促進し、道路・交通環境の整備に努めます。

6- (3) 移動への支援の充実

福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券、自動車運転免許取得費、自動車改造費の助成など各種福祉事業の推進のほか障がい者が安心して外出できるよう、バリアフリーマップを作成し、情報提供に努めます。また、重度障がい者の生活範囲拡大を支援するため、障害者自立支援法の移動支援事業と調整を図りながら、視覚障がい者や全身性障がい者・重度知的障がい者の移動手段の充実に努めます。

6- (4) 情報のバリアフリー化の推進

障がい者の地域での暮らしと生活の質の向上を目指し、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うとともに、市民による多様な情報支援活動を促進し、視覚や聴覚などの障がいの状況に応じた情報提供及びコミュニケーション支援の充実に努めます。

6- (5) 住環境の整備

障がい者が在宅での生活を安心して続けられるよう、住宅改善・整備についての助成制度の周知と相談・情報提供を充実します。

また、公営住宅の建て替えなどの際には、障がい者に配慮した住宅の確保に努めます。

6－(6) 防犯・防災体制の整備

災害などの緊急時に障がい者の安全が確保されるよう、障がい者に対して防災訓練などへの参加・啓発を行うとともに、災害時要援護者登録制度の推進を図ります。また、緊急時の連絡のため、緊急時通報システムの充実を図ります。

6－(7) 権利擁護等の推進

障がい者がその権利を侵されることなく、安心して地域で生活できるよう、社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業や、法律的な支援制度である成年後見制度の周知及び利用促進に努めます。

7. 生涯学習環境の整備充実

7－(1) 生涯学習・スポーツ活動への参加の促進

各種学級や講座等に関するきめ細かな情報提供に努めるとともに、録音図書のデジタイ化や拡大読書器の設置、図書配送サービスなどを充実し、生涯学習活動の成果の発表やスポーツ大会への参加など、誰もが参加しやすい生涯学習の環境づくりを推進します。また、生涯学習・スポーツ活動に関しては、指導者の育成を図るとともに、障がいのある人もない人も、ともに生涯学習・スポーツ活動を通し、交流が図れるよう支援していきます。

7－(2) 多様な社会参加の促進

障がい者の活動母体として、当事者団体の育成に努めるとともに、障がい者の各種趣味グループの育成や障がい者間交流の促進に努めます。また、障がい者が自らボランティア活動に積極的に参加できるような支援体制づくりを進めていきます。



計画の推進に向けて

1 計画の推進に向けて

障がい者施策は、福祉分野のみならず、保健・医療・教育・生活環境など幅広い分野にわたって施策を推進していく必要があります。そのためには、行政職員をはじめ、福祉に関わる人材の育成・確保を図るとともに、障がい者の声を聞き、福祉施策に反映できるシステムを構築していく必要があります。

アンケート調査においては、障がいのある人が暮らしやすいまちをつくるために越谷市にとって重要なこととして、「医療やリハビリの充実」「保護者などが亡くなったあとの生活支援の充実」「建物や交通機関、道路など障がい者に配慮したまちづくりの推進」など、幅広い分野でのニーズが数多くあります。

本市においても、バリアフリーのまちづくりを進めるとともに、オンブズパーソン制度の導入などにより、市民の声を反映できる仕組みづくりに努めてきました。今後は、市民との協働のもと市内でも横断的な取り組みができるような体制づくりに努めるとともに、大学や研究機関なども含め、広域的な連携体制をさらに強化し、障がい者福祉施策を総合的に推進していくことが必要です。

2 施策を総合的に展開する推進体制の整備

本計画を具体化していくために、多様な人材の育成・確保をはじめ、保健・医療・福祉関係分野の連携の強化など、推進体制の整備を図ります。また、オンブズパーソン制度や社会福祉施設等における苦情解決制度の周知を図るとともに第三者評価システムの導入について関係機関に働きかけを行います。

さらに、本計画を推進していくための体制を充実するとともに、関係機関との連携や広域的な行政連携を強化していきます。



表紙のイラストについて

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会になるようにという意味を込めて、人々が集まり協力し合う形を用いています。

- 第3次越谷市障がい者計画
- 平成23年3月発行
- 発行／越谷市
〒343-8501
埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
TEL 048-964-2111（代表）
FAX 048-965-3289
- 編集／越谷市 健康福祉部 障害福祉課